

令和6年度青森県内創業・起業支援制度一覧

(令和6年5月末日現在)

目次

- | | | |
|--------------------------|-----|----|
| 1. 講座・セミナー・交流会 | ・・・ | 1 |
| 2. ソフト支援・創業相談(支援拠点) | ・・・ | 5 |
| 3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給) | ・・・ | 12 |
| 4. 融資制度(自治体融資制度を除く) | ・・・ | 25 |

1. 講座・セミナー交流会

■令和6年4月末現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
5～7月	令和6年度創業・起業セミナー・合同制度説明会	全県	<p>【内容】 創業に向けての専門家のワンポイントアドバイスや先輩起業家の体験談を聞けるセミナーと、各関係機関の支援制度をご紹介します。説明会を開催します。</p> <p>【場所】県内7地域 【日時】5/21五所川原市、6/11三沢市、6/20黒石市、6/27八戸市、7/4むつ市、7/11十和田市、7/18弘前市 【受講料】無料 【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/richi/support_for_entrepreneurs.html 【オンライン】Zoomによる参加可</p>	青森県 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ (担当:古川) 電話:017-734-9374
8月 10月 11月	創業者向けセミナー	青森市 弘前市 八戸市	<p>【内容】 創業をお考えの方、もしくは創業後間もない方向けの、創業にまつわるセミナーを開催。</p> <p>【場所】未定 【日時】8月、10月、11月 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】zoomによる参加可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356
5月 7月 9月 11月 1月 3月	青年経営者の会 青い森しんきん NEXAS	主に 青森市 八戸市	<p>【内容】 地域の将来を担う満50歳以下の経営者、事業承継予定者、幹部社員の方の皆さまを会員とする組織です。経営に関するセミナーや懇親会を通じて、会員同士の情報交換やビジネスマッチングを図ります。 ※本コンテンツは創業・起業されたばかりの方でも参加可能となっております。</p> <p>【場所】主に青森市、八戸市 【日時】5月、7月、9月、11月、1月、3月 【講師】未定 【受講料】年会費50,000円 【URL】- 【オンライン】不可</p>	青い森信用金庫 営業本部 担当:下總(しもふさ) 電話:0178-44-3520
6月 10月 11月 12月	あおスタセミナー	青森市	<p>【内容】 域内外で活躍する先輩起業家等を招き、地域でのスタートアップを目的としたイベント。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】6月、10月、11月、12月 予定 【講師】先輩起業家等 【受講料】無料 【URL】https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】参加可能(予定)</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
9月	あおスタピッチ 交流会	青森市	<p>【内容】 AOMORI STARTUP CENTERを活用し起業または事業展開した事業者等のビジネスモデルや事業内容を、事業者自らピッチ(ショートプレゼン)するイベント。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】9月予定 【受講料】ピッチイベント無料 【URL】https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】予定なし</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311
7~9月 1~3月	あおスタ起業塾	青森市	<p>【内容】 起業家コミュニティ形成に向けたワークショップを年に2回開催</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】第1回(7~9月)、第2回(1~3月) 【受講料】無料 【URL】https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL)</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311
未定	創業・起業サポート セミナー	弘前市	<p>【内容】 創業・起業を目指す方や創業後間もない事業者を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、先輩起業家の体験談などをお伝えするセミナーを開催します。 創業するにあたって必要な準備と心構え、創業後も役立つマーケティングについて学ぶことができます。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定(秋頃開催の予定) 【講師】各回で専門の方が講師をします。 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】対応予定</p>	ひろさきビジネス 支援センター 電話:0172-32-0770
未定	創業・起業アフター フォローセミナー	弘前市	<p>【内容】創業後の方を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、創業者同士の交流の場として開催します。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】対応予定</p>	ひろさきビジネス 支援センター 電話:0172-32-0770
11~12月	創業セミナー(仮)	弘前市	<p>【内容】 創業に関するセミナー</p> <p>【場所】弘前商工会議所 【日時】11月~12月 【講師】中小企業診断士等を想定 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】-</p>	弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL0172-33-4111

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
未定	創業に関する相談会、セミナー等	弘前市	<p>【内容】 創業に関する相談会、セミナー等</p> <p>【場所】未定 【日時】未定 【講師】日本政策金融公庫融資担当 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】ハイブリッド(予定)</p>	日本政策金融公庫 弘前支店 電話:0172-36-6303 弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111
6~12月	弘大じよっぱり起業家塾2024	弘前市	<p>【内容】 学生や研究者、一般市民等を対象に、起業に関する基礎的な知識を学ぶだけでなく、地域ビジネスに関わる経営学のセオリー、起業家の講演から学ぶ事例研究、事業計画の策定演習等を通して、柔軟な発想力や高い企画提案力を身につけることを狙いとしたプログラムを実施することで、起業家マインドを持つ地域で活躍できる人材を育成し、次世代経営者や自治体職員、社会人、学生を支援する。</p> <p>【場所】弘前大学 【日時】6/20・7/18・8/22・9/5・9/19・10/3・10/17・10/31・11/7・11/21・12/12 【講師】株式会社TOMUSHI CEO 石田陽佑氏ほか 【受講料】無料 【URL】https://www.hirosaki-u.ac.jp/events/94800/ 【オンライン】zoomによる参加も可能</p>	弘前大学 社会連携課 総務企画グループ 弘大じよっぱり起業家塾事務局 (担当:中屋敷) 電話:0172-39-3978
未定	あおもり起業家養成講座(黒石市創業セミナー)	黒石市	<p>【内容】 創業間もない方や創業・起業に興味のある方を対象に、創業に必要な知識の習得や創業後の経営安定支援のため、専門家(インキュベーション・マネジャー)によるセミナーを行います。</p> <p>【場所】黒石市産業会館4階 大会議室 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/index.html</p>	黒石市 商工課 商工振興係 (担当:齋藤) 電話0172-52-2111 (内線641)
1~2月	あおもり起業家養成講座(五所川原会場)五所川原圏域創業セミナー	五所川原市	<p>【内容】 「経営」・「財務」・「販路開拓」・「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためには何が必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識等を体系的に習得することができます。</p> <p>【場所】市民学習情報センター 視聴覚室 【日時】1~2月 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】ZOOMによる参加可(ハイブリット型開催)</p>	五所川原市 商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
未定	十和田市 創業支援セミナー	十和田市	【内容】 創業に必要とされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識を学ぶセミナーを実施します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773
未定	創業支援セミナー	むつ市	【内容】創業希望者等を対象に創業支援セミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】	むつ市 商工労政課 (担当:沖津) 電話:0175-22-1111 (内線2653)
未定	下北創業塾	むつ市	【内容】 創業するために必要な「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を身につける少人数制の講座を開催します。修了後に創業した場合、登録免許税の軽減や融資条件の緩和などの支援措置が受けられます。(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】未定 【講師】(公財)21あおもり産業総合支援センター 鎌田直人 氏 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】	むつ市 商工労政課 (担当:沖津) 電話:0175-22-1111 (内線2653)
未定	創業支援セミナー	七戸町	【内容】 七戸町内での創業を目指している方、創業して間もない方を対象に、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に係る基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】未定	七戸町 商工観光課 (担当:中村 真理) 電話:0176-62-2137

2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)

■令和6年4月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	インキュベーション・マネジャーによる伴走型個別支援(創業相談)	全県	<p>【概要】 創業を希望する方や創業間もない方に対し、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネジャー(IM)が創業に関する様々な相談に対して、伴走型で支援、アドバイスを行います。</p> <p>【URL】https://www.21aomori.or.jp/sougyou/</p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	相談対応	青森銀行窓口	<p>【概要】 創業、起業時における補助金申請サポートや事業計画作成支援等、当行が保有する専門知識とソリューション機能を提供する。また、当行窓口で相談することによって、各外部専門機関のサービスをワンストップで活用することが可能となる。</p> <p>【場所】青森銀行窓口 【日時】平日9:00～15:00(一部昼休憩導入営業店あり) 【URL】非対応 【オンライン】非対応</p>	お近くの青森銀行窓口まで
通年	経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク事業)	県内の商工会	<p>【概要】 小規模事業者又は創業を予定する者の経営革新努力を支援するために、必要とする専門的知識・技術について深い見識を有する専門家を小規模事業者等の要請に応じて当該企業に直接派遣し、具体的、実践的な事項に関して適切な指導、助言を行い経営資質の向上を図る。</p> <p>【受付】県内の商工会 【場所】相談者事業所へ派遣 【日時】相談者と日程調整可能 【URL】http://www.aomorishokoren.or.jp/other/expert.html 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県商工会連合会 広域支援課 地域支援係 (担当:治部袋) 電話:017-734-3394
通年	創業相談	県内各地	<p>【概要】 青い森信用金庫の各店舗では、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターや各市町村の創業支援機関(八戸市の8サポ、青森市のAOMORI STARTUP CENTERなど)と連携し、事業計画策定・資金調達に係るご相談にお応えしております。</p> <p>【場所】青い森信用金庫 各店舗 【日時】営業時間内(9:00～15:00)、時間外は要相談 【URL】- 【オンライン】不可</p>	青い森信用金庫 営業本部 担当:下總(しもふさ) 電話:0178-44-3520
通年	しんきん創業の扉	WEB	<p>【概要】 「しんきん創業の扉」は、創業をお考えの方や創業間もない方向けの、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営するWEBサイトです。創業に役立つコンテンツや全国の信用金庫の創業支援の取り組みが掲載されており、最寄りの信用金庫にWEBから相談できる「お問合せフォーム」も設置されています。</p> <p>【場所】WEB 【日時】常時 【URL】https://www.shinkin-sogyo.net</p>	青い森信用金庫 営業本部 担当:下總(しもふさ) 電話:0178-44-3520

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	創業サポート窓口	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	<p>【概要】 当協会が中小企業者(創業予定者を含む)に対し、金融・経営・創業等の各種支援を提供しております。</p> <p>【場所】当協会営業所、各支所 【日時】月～金9:00～17:00(祝日除く) 【URL】－ 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	女性創業相談DAY	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	<p>【概要】 女性創業者(創業予定者含む)および女性経営者が気軽に相談できるよう、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターと共催で女性限定の相談会を開催。</p> <p>【場所】当協会営業所、各支所 【日時】随時 【URL】－ 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	創業定期相談会 (インキュベーション・マネジャーによる伴走型創業支援)	県内5市	<p>【概要】創業を希望する方や創業間もない方に対し、インキュベーション・マネジャーが伴走型で支援、アドバイスを行う定期相談会を県内5市にて実施いたします。</p> <p>【場所】 黒石市(黒石市産業会館) 五所川原市(五所川原市民学習情報センター) 十和田市(十和田市地域交流センター(とわふる)) 三沢市(三沢市商工会館/三沢市総合社会福祉センター) むつ市(むつ来さまい館) 【日時】下記URLをご参照ください。 【URL】https://www.21aomori.or.jp/topics/16453</p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	スタートアップ&成長を目指す創業者のための経営相談会	県内3市	<p>【概要】 21あおもり産業総合支援センターの創業・起業の専門家が、県内3市において、創業前の構想段階や創業後の成長について、具体的なアドバイスや補助金等の情報提供により支援する定期相談会を開催します。</p> <p>【場所】 青森市(21あおもり産業総合支援センター) 弘前市(青森県産業技術センター 弘前工業研究所) 八戸市(八戸インテリジェントプラザ) 【日時】下記URLをご参照ください。 【URL】https://www.21aomori.or.jp/topics/27948 【オンライン】オンライン相談可</p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	AOMORI STARTUP CENTER (あおもりスタートアップセンター)	青森市	<p>【概要】 経営に関する豊富な知見を有するコーディネーターが常駐し、起業・創業希望者等に対し、構想段階でのアイデア整理、ビジネスモデルの構築、事業計画・資金計画の作成等についての助言や支援制度の情報提供等を行います。 ※東青地域5市町村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)に在住する創業希望者や東青地域5市町村での創業を希望される方等が対象</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】火～土曜日 10:00～19:00 【URL】https://ao-sta.com/ ※各種SNS等もこちらから登録できます</p>	AOMORI STARTUP CENTER(あおもりスタートアップセンター) 電話:017-763-0037 青森市 しごと創造課 創業支援チーム (担当:岩田、加福) 電話:017-734-2378
通年	創業・起業に関する 情報提供	青森市	<p>【内容】 県立図書館が所蔵する創業・起業に関する図書リストやオンライン貸出サービス等の利用案内の提供</p> <p>【場所】- 【日時】- 【講師】- 【受講料】- 【URL】- 【オンライン】-</p>	青森県立図書館 企画支援課 (担当:奈良岡) 電話:017-739-1456
通年	ひろさきビジネス支援センター	弘前市	<p>【概要】 創業・起業志望者を構想から一貫して支援する専門家のインキュベーション・マネジャー(IM)や経営相談員が事業の知識、ノウハウ等をアドバイスし、事業達成へと導きます。具体的には、創業に関する融資制度の説明や、事業計画書の作成方法ならびにブラッシュアップ関係に係る手続き等について、伴走しながらサポートします。 電話やメールでお名前、連絡先、希望時間、相談内容の概要などをお伝えください。</p> <p>【場所】 弘前市 土手町コミュニティパークコミュニケーションプラザ棟2階 【日時】 ・午前9時～午後5時 毎週月～金曜日・第3土曜日(祝祭日、年末年始を除く) (ただし、水曜日・毎月第1・第3月曜日は午前9時～午後8時) ・経営相談員による相談は平日、第3土曜日 ・IMによる相談は毎週水曜日、第3土曜日、毎月第1・第3月曜日のみ ・IMによる相談以外もすべて事前予約制 【URL】FaceBookで「ひろさきビジネス支援センター」と検索してください</p>	ひろさきビジネス支援センター 電話:0172-32-0770
通年	創業相談	弘前市	<p>【概要】 創業に関する相談全般(創業計画、資金調達、記帳指導等)</p> <p>【場所】弘前商工会議所 【日時】当所営業日、営業時間随時 【URL】- 【オンライン】-</p>	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	はちのへ創業・事業承継サポートセンター	八戸市	<p>【概要】 八戸商工会議所職員(IM)や中小企業診断士が創業希望者の相談に応じ、事業計画の作成や資金調達の支援など、事業の構想段階から開業後のフォローまでワンストップでサポートします。(予約制) また、創業に関するセミナーなども開催しています。</p> <p>【場所】八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階 【日時】 ・月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く。 ・相談時間を21:00まで延長する夜間相談を週1回実施。 ・休日相談を月1回実施。 【URL】https://starting-business.net 【オンライン】相談対応可</p>	<p>はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593</p> <p>八戸市商工課 (担当:大坪) 電話:0178-43-9242</p>
通年	黒石市創業相談ルーム	黒石市	<p>【概要】インキュベーション・マネジャーが経営のノウハウを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を展開しています。</p> <p>【場所】黒石市産業会館2階 商工会議所内 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00(要予約) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html</p>	<p>黒石市商工課 商工振興係 (担当:齋藤) 電話:0172-52-2111 (内線641)</p> <p>○「お申し込み」については21あおもり産業総合支援センター 電話017-777-4066</p>
通年	ごしょがわら圏域創業相談ルーム	五所川原市	<p>【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 ※利用対象者:①五所川原圏域定住自立圏の2市4町に住所を有する者、②五所川原圏域定住自立圏の2市4町への創業を予定する者</p> <p>【場所】 五所川原市民学習情報センター2階 【日時】 毎週火曜日(原則第5火曜日除く) 10:00～16:00 【URL】 ・市ホームページ: https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyosoudan.html ・利用申込サイト: https://apply.e-tumo.jp/city-goshogawara-aomori-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFdO4voZD9uOPm3Nmat7dRrdLP0zYtUINsUzZVMuQL6ec9qyUkMrp8iVMvIb2QEx58wwF6g4L%0D%0AqSfGvVE4vWksSNuhb2vHE5Csta34mx8jbRATJd6Qs738Lit0nYSvRN9ugGBpX%2BI%3D%0D%0A</p>	<p>五所川原市商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)</p> <p>ほか構成市町担当課</p>
通年	十和田市創業相談ルーム	十和田市	<p>【概要】 創業・起業支援の専門家「インキュベーションマネージャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に対応します。</p> <p>【場所】十和田市地域交流センター「とわふる」 【日時】毎月第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 【URL】 http://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/soukigyoushien.html</p>	<p>十和田市商工観光課 (担当:原田) 電話:0176-51-6773</p>

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	三沢市創業相談 ルーム	三沢市	<p>【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に 応じます。</p> <p>【場所】三沢市商工会館 3階 事務室 (6月から9月は、三沢市総合社会福祉センター)</p> <p>【日時】毎月第2・第4火曜日 10:00～15:00(最終受付)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html</p> <p>【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当:若松) 電話:0176-53-5111 (内線281)
通年	むつ市創業相談 ルーム	むつ市	<p>【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に 応じます。</p> <p>(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施)</p> <p>【場所】むつ来さい館</p> <p>【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00</p> <p>【URL】 https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyou-soudanroom.html</p> <p>【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	むつ市 商工労政課 (担当:沖津) 電話:0175-22-1111 (内線2653)
通年	経営相談会	平川市	<p>【概要】 平川市と公益財団法人21あおり産業総合支援センター(青森県よ ろず支援拠点)との共催により、平川市内に所在する小規模事業 者・中小企業および平川市内の創業希望者を対象とした相談会</p> <p>【場所】平川市役所 1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」 ※2月19日のみ、平川市文化センター</p> <p>【日時】 (1)相談日 4月10日(水) 5月 1日(水) 6月14日(金) 7月 8日(月) 8月16日(金) 9月 9日(月) 10月18日(金) 11月15日(金) 12月18日(水) 1月15日(水) 2月19日(水) 3月21日(金) (2)相談時間 ① 9:30～10:45 ② 10:45～12:00 ③ 13:15～14:30 ④ 14:30～15:45 ⑤ 15:45～17:00</p> <p>【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/oshirase/2023-0105-1026-143.html</p> <p>【オンライン】要相談</p>	平川市 商工観光課 商工振興係 (担当:稲葉佑太) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年	今別町起業・ 創業相談	今別町	<p>【概要】起業・創業について経営指導員がご相談に応じます。商工 会の専門家派遣制度を活用し、土業の方から支援をいただくことも できます。</p> <p>【場所】今別町商工会館</p> <p>【日時】毎日9:00～17:00まで随時相談を受け付けます。</p> <p>【URL】未定</p> <p>【オンライン】-</p>	今別町商工会 TEL:0174-35-2014
通年	相談窓口	外ヶ浜町	<p>【概要】 創業希望者及び新事業展開を目指す中小企業者等を対象とした相 談窓口を設置</p> <p>【場所】外ヶ浜町役場 総務課及び産業観光課</p> <p>【日時】役場開庁時 8:15～17:00</p> <p>【URL】-</p> <p>【オンライン】-</p>	外ヶ浜町 役場総務課 電話:0174-31-1111 産業観光課 電話:0174-31-1228

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	出張相談会	藤崎町	<p>【概要】 藤崎町、藤崎町商工会、青森県よろず支援拠点と共催で、藤崎町に所在する小規模事業者、中小企業または藤崎町内での創業・開業希望者を対象に、創業や補助金活用、経営相談等に関する出張相談会を開催する。</p> <p>【場所】チラシ参照 【日時】チラシ参照 【URL】http://www.town.fujisaki.lg.jp/index.cfm/9,19189,78,363.html 【オンライン】対応不可</p>	藤崎町 経営戦略課 企画調整係 (担当: 池田、後藤) TEL:0172-88-8258 (直通)
通年	ワンストップ相談窓口	七戸町	<p>【概要】 七戸町商工観光課に創業支援の相談窓口を設置。 相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。</p> <p>【場所】七戸町商工観光課(道の駅しちのへ道路・観光情報館内) 【日時】平日9時から17時まで 【URL】- 【オンライン】-</p>	七戸町 商工観光課 (担当: 中村) 電話:0176-62-2137
通年	よろず出張相談会	七戸町	<p>【概要】 よろず支援拠点から専門家が七戸町に出張し、無料で相談に応じます。</p> <p>【場所】七戸観光交流センター 【日時】令和6年4月4日、5月9日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、令和7年1月9日、2月6日、3月6日 午前10時から16時 【URL】- 【オンライン】-</p>	七戸町 商工観光課 (担当: 中村) 電話:0176-62-2137
通年	起業・創業 ワンストップ相談窓口	六ヶ所村	<p>【概要】 六ヶ所村政策推進課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、(公財)21あおり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、六ヶ所村商工会及び金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。</p> <p>【場所】六ヶ所村役場 政策推進課 【日時】平日 9:00~17:00 【URL】http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,986,831,124.html 【オンライン】要相談</p>	六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 0175-72-2111
通年	創業相談窓口	田子町	<p>【概要】 田子町の価値高める事業や商品開発に対し、地域に密着した創業・起業の伴走型支援専門家「インキュベーション・マネジャー」がご相談に応じます。</p> <p>【場所】田子町役場1階 商工振興課内 【日時】平日9:00~16:00(火曜日を除く) 【URL】- 【オンライン】-</p>	田子町 商工振興課 6次産業戦略推進 グループ 電話0179-23-0153
通年	創業サロン	田子町	<p>【概要】 地域に密着した創業・起業の伴走型支援専門家「インキュベーション・マネジャー」が相談に応じます。 町内に設置している田子町文化観光交流施設みろく館とスタートアップ応援スペースでの「チャレンジショップ」利用に関する相談も可能です。</p> <p>【場所】田子町文化観光交流施設 みろく館 【日時】毎週火曜日 10:00~16:00 要予約</p> <p>【場所】スタートアップ応援スペース 【日時】未定</p> <p>【URL】- 【オンライン】-</p>	田子町 商工振興課 6次産業戦略推進 グループ 電話0179-23-0153

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	ワンストップ相談窓口	南部町	<p>【概要】 南部町商工観光課にワンストップ相談窓口を設置、相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、支援機関を紹介する。</p> <p>【場所】南部町商工観光課 【日時】平日8時15分～17時 ※土曜日、日曜日、国民の祝休、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。 【URL】－ 【オンライン】－</p>	南部町 商工観光課 0178-38-5965
通年	ワンストップ相談窓口	階上町	<p>【概要】 階上町産業振興課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、商工会と連携して、支援対策や支援機関を紹介する。</p> <p>【場所】階上町役場産業振興課 【日時】平日 8:15～17:00 【URL】－ 【オンライン】－</p>	階上町 産業振興課 水産商工観光グループ (担当:小山田) 電話:0178-88-2875 (内線:272)

3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)

■令和6年4月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	「青森新時代」への 架け橋資金 (青森県特別保証融資制度)	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業 ・空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 など <p>【限度額】1億円</p> <p>【利率】</p> <p>事業承継枠以外 1.1%(条件によって1.0%又は0.9%又は0.7%) 事業承継枠 金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%)</p> <p>【期間】運転資金10年以内、設備資金15年以内(対象によっては運転資金・設備資金ともに10年以内)</p> <p>【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/marucho.html</p> <p>【県と市町村が保証料等を補助します】</p> <p>「青森新時代」への架け橋資金を含む青森県特別保証融資制度を利用する場合、県と市町村では、その保証料又は利子の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。全ての市町村において補助制度の利用が可能です。</p> <p>実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>	青森県 経済産業政策課 中小企業金融グループ 電話:017-734-9368
通年募集	経営安定化サポート資金保証 料補給(経営安定枠) (青森県特別保証融資制度)	<p>【対象】</p> <p>以下①～④のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益(以下「売上高等」という。)が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方 ② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方 ③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方 ④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方 <p>【限度額】4,000万円</p> <p>【利率】金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%)</p> <p>【期間】10年以内</p> <p>【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/marutei.html</p> <p>【県と市町村が保証料を補助します】</p> <p>経営安定化サポート資金についても、県と市町村では、その保証料の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。</p> <p>実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>	青森県 経済産業政策課 中小企業金融グループ 電話:017-734-9368
通年募集	経営安定化サポート資金 (災害枠) (青森県特別保証融資制度)	<p>【対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方(事業開始後1年未満の中小企業者を含む。) ② 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業 イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上である方 <p>【限度額】①3千万円 ②ア 1億円、イ 3千万円</p> <p>【利率】融資期間3年以内 0.9% 融資期間3年以上 1.1%</p> <p>【期間】運転資金・設備資金ともに10年以内</p> <p>【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/marutei.html</p> <p>【県と市町村が保証料を補助します】</p> <p>経営安定化サポート資金についても、県と市町村では、その保証料の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。</p> <p>実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>	青森県 経済産業政策課 中小企業金融グループ 電話:017-734-9368

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	事業活動応援資金【事業活動枠】 (青森県特別保証融資制度)	【対象】 事業活動に必要な資金の調達を図る方 【限度額】1億円 【利率】金融機関所定利率-0.3%(上限2.0%) 【期間】運転資金10年以内、設備資金15年以内 【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/maruou.html	青森県 経済産業政策課 中小企業金融グループ 電話:017-734-9368
通年募集	青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金	青森市内において、商店街等の区域における空き店舗を賃借し、出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等を対象に、店舗改装工事費の一部を補助します。 【対象経費】 ・事業実施のために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事等に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税を除く) 【補助金の額】 ・1/2以内の額(上限100万円) 【条件等】 ・補助事業を申請する者は、交付決定を受けた後に工事に着手しなければならない。 ・補助事業を申請する者は、あらかじめ事業内容を青森市が設置する起業・創業相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」へ相談すること。 ・補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟すること。 ・補助事業者は、補助事業完了後3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。 【URL】 https://www.city.aomori.aomori.jp/keizai-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/chuushin-syoutengai/07.html	青森市 経済政策課 商業振興チーム (担当:村上) 電話017-734-2376
通年募集	弘前市 空き店舗対策事業費補助金	中心市街地の空き店舗等に小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の改修工事費又は賃借料を補助します。また、健康又は子育て関連の店舗の場合、補助金額を上乗せします。 【対象区域】 ①中心市街地区域内で、市が指定する道路に面した1階の空き店舗等(改修工事費) ②中心市街地区域内で、①以外の空き店舗等(改修工事費) ③中心市街地区域内で、市が指定する道路に面した1階の空き店舗等(賃借料) 【対象となる物件】 中心市街地の物件で以下の条件を全て満たすもの。 ①概ね1か月以上使用されていないこと。 ②道路に面していること。 ③道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有すること。 ④一定の親族関係又は資本関係を有する者が所有していない物件であること。 【補助対象経費】 改修工事費 空き店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外) 賃借料(敷金・礼金、共益費、消費税等は対象外) 【補助率及び補助限度額】 対象区域①補助率3分の2、補助限度額150万円 対象区域②補助率2分の1、補助限度額50万円 (中心市街地区域内での移転は補助限度額25万円) 対象区域③補助率2分の1、補助限度月額5万円・合計限度額50万円 ・健康又は子育て関連の店舗の場合は、改修工事費の補助限度額を25万円上乗せ、賃料補助の補助率を3分の2とし、月額補助上限額を2万5千円上乗せ 【利用条件】 ・継続営業期間 3年以上営業すること。 ・営業時間 1日のうち9時から21時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として1週間のうち5日以上営業すること。 ・組合等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。 【URL】 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/akitennpohojokinn.html	弘前市 商工労政課 商業振興係 電話:0172-35-1135

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	弘前市 スタートアップ創出支援事業補助金	<p>【対象】 市内に事業所を構える、創業5年以内の事業者、または個人。 かつ将来的に市内経済をけん引しうる可能性のある事業者に対し、特許出願費用や販路拡大に伴う費用、その他事業拡大時に必要となる経費を支援。</p> <p>【限度額】 100万円 または 2/3 のどちらか少ない金額 【利率】－ 【期間】検討中 【URL】準備中</p>	弘前市 産業育成課 産業振興係 電話:0172-32-8106
4月、10月	「マル経融資」利子補給	<p>【対象】 マル経融資利用者(コロナ制度除く、過去補給を受けた者は対象外) 【限度額】最大1年間の支払利息(貸付額上限1000万円分までの利息) 【利率】－ 【期間】通年 【URL】－</p>	弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL0172-33-4111
通年募集	八戸市 創業融資利子補給事業	<p>創業者の資金調達に係る費用負担を軽減するため、日本政策金融公庫が実施する創業に係る融資を利用して融資を受けた事業者に対し、利子補給金を交付します。</p> <p>【対象】以下の要件を満たす中小企業者 ・市内で創業する(又は創業後1年未満である)こと ・産業競争力強化法に基づく「八戸市創業支援等事業計画」に定める「特定創業支援等事業」による支援を受けた者、又は代表者が特定創業支援等事業による支援を受けた法人であること 【利子補給対象融資額】500万円以内(運転資金・設備資金) 【補給内容】借入利率の1%に相当する額(借入利率が1%未満の場合は、支払った利子額に相当する額)を補給する。 【補給期間】 最大3年間 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/hojo/sogyo/21612.html</p>	八戸市商工課 (担当:佐々木) 電話:0178-43-9242
通年募集	八戸市新規会社設立 登録免許税等補助金	<p>新たな創業者を後押しするため、市内において新規に会社設立を行う者に対して、会社設立にかかる登録免許税等の経費の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者の主な要件】 ・事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業者で、令和6年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。 ・市から特定創業支援等事業の証明を受けていること。 ・新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。 ・新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。</p> <p>【補助金額】 (1)株式会社を設立する場合 ・登録免許税 一律75,000円 ・定款認証手数料 一律30,000円 (2)合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合 ・登録免許税 一律30,000円 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/hojo/sogyo/21613.html</p>	八戸市 商工課 (担当:大坪) 電話:0178-43-9242

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	黒石市中心商店街空き店舗等 対策事業補助金	<p>【対象】 黒石市中心商店街対象地域で取得し、若しくは賃借した空き店舗等を 改修して開業する方又は空き店舗等を賃借して開業し1年を経過した 方</p> <p>【限度額】 店舗等改修費 補助対象経費の50% 上限500,000円 店舗等賃借料 補助対象経費の50% 上限300,000円 移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円</p> <p>【期間】年度内</p> <p>【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html</p>	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)
通年募集	黒石市起業移住支援補助金	<p>【対象】 市内で新たに起業する方、又は開業後1年未満の方</p> <p>【限度額】 起業に要する経費や事業の運営に必要な経費 補助対象経費の50% 上限300,000円 移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円</p> <p>【期間】年度内</p> <p>【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/2023-0111-1136-60.html</p>	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)
通年募集	黒石市小口資金 特別保証制度	<p>【対象】 市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な 企業</p> <p>【貸付限度額】 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき 1,250万円以 内</p> <p>【利率】1.8%以内</p> <p>【期間】7年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html</p>	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641) ○「制度の利用」につ いては市内金融機関 へ
通年募集	創業等支援家賃補助事業	<p>【対象】 中心商店街等で新たに小売業・生活関連サービス業・宿泊業・飲食業 を創業または事業承継する事業主の方で、五所川原市民であること等 の各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 対象店舗の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨 て)又は3万円のいずれか低い額を24月分</p> <p>【期間】営業を開始する1か月前から開始後3か月以内</p> <p>【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html</p>	五所川原市 商工観光課 (担当:奈良) 電話:0173-35-2111 (内線2573)
通年募集	空き工場等賃借料補助事業	<p>【対象】 空き工場等を活用して製造業・道路貨物運送業・卸売業・倉庫業・梱包 業・情報サービス業・コールセンター業を行おうとする事業主の方で、2 人以上(ソフトウェア業、情報サービス業は1人以上)を正規雇用し継続 的な事業を行う事業主のうち、各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り 捨て)又は10万円のいずれか低い額を24月分</p> <p>【期間】事業開始から6か月以内</p> <p>【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html</p>	五所川原市 商工観光課 (担当:三橋) 電話:0173-35-2111 (内線2574)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	創業者支援利子補給金事業	<p>【対象】 (株)日本政策金融公庫から創業または事業承継に係る融資を受けた方で、各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 創業または事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額)</p> <p>【期間】対象期間の利子の支払終了後3ヶ月以内に申請</p> <p>【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html</p>	五所川原市 商工観光課 (担当: 奈良) 電話: 0173-35-2111 (内線2573)
通年募集	十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金	<p>【対象】 ・市内で1か月以上使用されていない空き店舗等を活用すること ・2年以上継続して営業することが見込まれること ・補助金交付申請前に営業又は改修等をしていないこと など</p> <p>【限度額】 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡以上: 上限額300万円 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡未満: 上限額150万円 ・それ以外: 上限額50万円</p> <p>※市外から転入等の場合、令和5年10月1日以降に転入(あるいは本店の住所移転)したこと</p> <p>【補助率】外装・内装設備等の工事費用の2分の1(一部地域3分の2)</p> <p>【期間】通年</p> <p>【URL】http://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/sougyoushien.html</p>	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話: 0176-51-6773
通年募集	三沢市簡易小口資金特別保証制度	<p>【対象】 市内の中小企業者を対象に、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】 7年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</p>	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当: 平) 電話: 0176-53-5111 (内線553)
通年募集	三沢市中小企業活性化資金特別保証制度	<p>【対象】 市内の中小企業を対象として、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を図るもの。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】 10年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</p>	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当: 平) 電話: 0176-53-5111 (内線553)
通年募集	起業化支援事業補助金	<p>【対象】 雇用の創出が期待できる起業または新分野への進出を図る事業を行う方に対して、事業費の一部を補助する。</p> <p>【限度額】補助対象経費の3分の2、上限100万円</p> <p>【期間】通年(予算の範囲内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,34954,42,424.html</p>	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当: 平、若松) 電話: 0176-53-5111 (内線553、281)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	むつ市創業融資利子補給金	<p>創業時の借入に係る利子の一部補給を行います。</p> <p>【対象】 次のいずれにも該当する方 ①むつ市内で創業する法人または個人(市外居住者を含む) ②融資の際に新たに創業する者または創業後1年未満の者 ③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること ④市税を完納していること 【補給上限額】15万 【補給内容】融資を受けた日から12か月分の利子の1%相当額 【URL】 https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoutougou/sougyouyuu-shi-rishihokuyuu.html</p>	むつ市 商工労政課 (担当: 沖津) 電話: 0175-22-1111 (内線2653)
通年募集	つがる市創業支援事業補助金	<p>【対象】 次のいずれかに該当し、つがる市の商工会の会員となり、かつ事業を3年間継続し営業することが可能な方 ①新規創業者: 令和5年4月1日～令和7年2月28日に市内で創業し、特定創業支援等事業を受講して本市の証明を受けた方 ②移住創業者: 創業日から起算して過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方又は実績報告までに移住する見込みがあり、令和5年4月1日から令和7年2月28日までに開業し認定連携創業支援等事業者と関わりを持つ方 ③事業承継者: 市内で事業承継を行う譲受側で令和5年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和7年2月28日までに手続きを終了することが確実で、かつ現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方</p> <p>【対象経費】令和5年4月1日～令和7年2月28日に発生・支払いが完了する、創業・開業に必要な経費(最長1年間分) 賃借料、広告宣伝費、印刷製本費、委託料、備品購入費、改修工事費</p> <p>【限度額】対象経費の1/2以内 上限100万円 ※移住創業者の場合は3/4以内 上限150万円</p> <p>【申請期間】令和6年4月1日～令和7年1月15日</p> <p>【URL】 https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/keizai/shoukourousei/shoukou/tyuusyoutougouyousienn/9421.html</p>	つがる市 商工労政課 電話: 0173-42-2111 (内線418)
通年募集	平川市 空き店舗対策事業補助金	<p>【対象】 新たに市内の空き店舗を活用し、3年以上継続して営業することが見込まれる事業。</p> <p>【補助額】 ①賃借料補助額 営業開始月から最大12か月分の3分の2以内。月額5万円、年額60万円を限度。 ②改修費補助額 事業者認定日から営業開始日までの店舗改修費2分の1以内。商業集積地域は100万円、その他の地域は50万円を限度。 ※消費税は補助対象外</p> <p>【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。</p> <p>【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html</p>	平川市 経済部商工観光課 商工振興係 (担当: 武田 岬) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	平川市 創業支援事業補助金	<p>【対象】 市内で創業し、金融機関から融資を受けて行う事業で、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業。</p> <p>【補助額】 事業認定日から起算して12か月を経過する日までに係る経費の2分の1(ほかの補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1以内)。50万円を限度。 ※消費税は補助対象外</p> <p>【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。</p> <p>【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/2021-0409-1749-143.html</p>	平川市 経済部商工観光課 商工振興係 (担当:武田 岬) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年募集	鱒ヶ沢町創業支援事業補助金	<p>町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助。</p> <p>【対象】 ①年度内に創業又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方 ②町内に居住又は主たる事務所を置き、2年以上継続して営業を行う計画がある方 など</p> <p>【対象経費】土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等</p> <p>【補助率等】対象経費の2分の1以内又は100万円以内のいずれか低い額</p> <p>【URL】 https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html</p>	鱒ヶ沢町 企画観光課 観光商工班 電話:0173-72-2111 (内344) FAX:0173-72-2374
通年募集	空き店舗等対策事業補助金	<p>町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助。</p> <p>【対象】 ①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設 など</p> <p>【対象経費】空き店舗等の開業月以降連続する12ヵ月分の賃借料</p> <p>【補助率等】対象経費の3分の2以内又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額</p> <p>【URL】 https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html</p>	鱒ヶ沢町 企画観光課 観光商工班 電話:0173-72-2111 (内344) FAX:0173-72-2374
通年募集	深浦町 創業支援事業費補助金	<p>【対象】 (1)町内に住所を有する個人及び法人 (2)町内で事業を行おうとする者で町税等の滞納がない者 (対象外となる業種～金融保険業、風俗営業・店舗型性麻雀店・パチンコホール・その他の遊戯場、芸き業・芸き斡旋業、宗教、政治・経済・文化団体等)</p> <p>【限度額】 補助対象経費の3/4以内。上限150万円</p> <p>【URL】https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2022051700010/</p>	深浦町 観光課 商工振興係 電話:0173-74-4412

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	大鰐町小口資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】1企業につき1,250万円 【利率】年1.9% 【期間】7年以内 【URL】 http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
通年募集	大鰐町事業活性化資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】1企業につき2,000万円 【利率】年1.9% 【期間】10年以内 【URL】 http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
【募集期間】 R6.4月～ 12月	板柳町空き店舗利活用 推進事業費補助金	【対象】 板柳町の中心商店街区域内の空き店舗を利活用して事業活動を行う者 【補助対象経費】空き店舗の改装工事のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等にかかる経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費 【補助金額】補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、その上限額は、100万円とする。 【期間】申請受付:4月～12月	板柳町 商工観光課 電話:0172-55-8033
通年募集	鶴田町小口資金 特別保証融資制度	【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】1,000万円 【利率】2.3%以内 【期間】7年以内 【URL】 http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 商工観光課 商工係 電話:0173-22-2111
通年募集	鶴田町事業活性化資金 特別保証融資制度	【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円 【利率】2.4%以内 【期間】10年以内 【URL】 http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 商工観光課 商工係 電話:0173-22-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	産業創出応援事業費補助金	<p>魅力ある商工業の振興と商店街の活性化などの地域経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、事業者が行う産業創出活動に要する経費について補助するもの</p> <p>【対象】 ①雇用奨励費 新たに雇用された者のうち、雇入れの日において65歳未満の者の人件費※建設、建築、土木事業及び家族(2親等以内)労働にかかる人件費は除く ②創業応援費 新たに雇用し行う事業の開始のために必要となる事業用施設の土地・建物の借料、設備・機械等の購入や修繕、マーケティング活動費等に係る初期費用(2親等以内との取引に係るものは除く)</p> <p>【補助額】 ①雇用奨励費 1名につき、補助対象経費の3分の2以内(最大3名分) 限度額 町内(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり50万円 町外(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり25万円 ②創業応援金 補助対象経費の3分の2以内 限度額 50万円</p> <p>【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo</p>	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111
通年募集	空き店舗・空き家活用事業費補助金	<p>空き店舗及び空き家の利用を通じて町のにぎわいを創出するとともに、魅力ある商工業の振興及び商店会の活性化などの地域経済の発展を促進することを目的としており、町内の空き店舗等を活用して新たに开店する者の店舗改装に関する経費を補助するもの</p> <p>【対象】 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン(看板)工事、電気工事等に要する経費。 ※町内業者に発注したものが対象になるが、町内業者が扱っていないものに関しては、町外業者への発注も認める。</p> <p>【補助額】 補助対象経費の3分の2以内 限度額 商業地域内の場合 60万円 商業地域外の場合 30万円</p> <p>【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo</p>	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111
通年募集	創業スタートアップ支援事業補助金	<p>【対象】 町内で新たに創業する者、または創業を予定している者で、次のいずれにも該当するもの。 ①町内で事業を興す個人または法人であること。 ②納税状況が良好であること。 ③個人の場合、町内に居住していること。 法人の場合、町内に本店または主たる事業所をおくこと。 ④創業において国、県の補助金またはその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。 ⑤暴力団と無関係であること。</p> <p>【限度額】100万円 ① 空き店舗及び空き家を利用して創業する場合は、対象経費の2分の1以内の額。 ② ①に該当しない場合は、対象経費の4分の1以内の額。</p> <p>【URL】http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-84.html</p>	七戸町 商工観光課 (担当:中村 真理) 電話:0176-62-2137

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	六戸町創業支援事業補助金	これから新たに町内で創業する方、法人を設立しようとする方に、創業にかかる費用の一部を補助する。 【対象】 対象業種：食料品製造、衣料品販売、飲食料品販売、宿泊業、飲食業、持ち帰り宅配飲食サービス、洗濯業、理美容業、浴場業 条件： ①商工会に加入し、支援を得ている事業 ②金融機関からの融資を受けて行う事業 ③特定創業支援事業を受けていること。 【限度額】130万円 事業所(店舗)開設に係る経費の1/2(上限100万円) 広告費の1/2(上限30万円) 【期間】R6.4.1～R7.3.31 【URL】 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/	六戸町 まちづくり推進課 電話：0176-55-2411
通年募集	東北町商業者等未来経営支援事業費補助金	【対象】 ①補助対象業種を営む予定の者 ②町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者となることを予定している者(大型店、フランチャイズ、営業の譲渡及び委託の場合は除く) ③町税等に滞納のない者 【限度額】補助上限100万(補助対象経費の1/3) 【利率】－ 【期間】申請締切 令和6年12月27日 【URL】 https://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_10-08.html	東北町 商工観光課 電話：0176-56-4148
通年募集	移住起業等支援事業補助金	【対象】町外から東北町へ転入し、新たに企業する方 【限度額】補助上限30万円 【URL】 http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_03-50.html	東北町 企画課 電話：0176-56-4082
通年募集	新創業融資利子補給	【対象】 日本政策金融公庫から新創業融資制度の貸入れを行った者 【限度額】3,000万(うち運転資金1,500万円) 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給 【URL】 http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html	六ヶ所村商工会 0175-72-2331
通年募集	小規模事業者経営改善資金	【対象】 日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金の貸入れを行った者 【限度額】2,000万 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給 【URL】 http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html	六ヶ所村商工会 0175-72-2331

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	東通村中小企業小口資金特別保証	<p>【対象】 東通村内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】2,000万円以内 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村中小企業事業活性化資金特別保証	<p>【対象】 東通村内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】2,000万円以内 【利率】1.9% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村小口零細企業特別保証	<p>【対象】 東通村に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)～(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。</p> <p>(1)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの((2)に掲げるものを除く。)</p> <p>(2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>(3)事業協同小組合にあって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの</p> <p>(4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの</p> <p>(5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの</p> <p>(6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)～(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>【限度額】2,000万円 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	三戸町 空き店舗活用事業費補助金	<p>【対象】 空き店舗において事業を開始する個人、法人、団体又は町内の商店街団体であって、次の要件を全て満たすもの。</p> <p>①事業を開始しようとする空き店舗及び既存店舗において、空き店舗を活用した店舗の営業開始から1年以上継続して営業できること。</p> <p>②町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。</p> <p>③1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。</p> <p>④出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。</p> <p>【限度額】新規事業者:100万円(補助率4/5)/既存事業者:50万円(補助率2/3) 【期間】要綱制定日～令和7年3月31日 【URL】-</p>	三戸町 まちづくり推進課 商工観光班 電話:0179-20-1117

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
【募集期間】 令和6年6月 3日～7月26 日	五戸町の未来を創る 起業支援事業	【対象】 町内で2年以内に起業し、提供するサービスの対価として得られる収益 によって自律的に継続が可能な事業 【交付額】 30万円(移住加算金20万円、空き家・空き店舗加算金50万円) 【URL】 https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/20201102_startup_biz_support.html	五戸町 総合政策課 政策調整室 電話:0178-62-7974
通年募集	田子町店舗等改修事業費補助 金	【対象】町内の空き店舗や既存店舗等において事業を開始する又は営 んでいる個人又は法人 【補助内容】店舗の改修工事に係る経費の補助 【補助率・上限額】4/5 上限100万円 【利率】- 【申請受付期間】令和6年5月1日～6月28日 【URL】 https://www.town.takko.lg.jp/index.cfm/12,8919,130,388.html	田子町 商工振興課 2次3次産業戦略推 進グループ 電話:0179-20-7114
通年募集	「青森新時代」への架け橋資金 サクセス	【対象】 県内で創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の方 【限度額】1,000万円 【利率】1.1%(優遇措置あり) 【期間】運転・設備資金7年以内(各市町村ごとに異なる) 【URL】- ※保証料補給あり	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年募集	「青森新時代」への架け橋資金 サクセスF	【対象】県内で創業をお考えの女性の方、もしくは創業後5年未満の女 性の方 【限度額】1,000万円 【利率】0.9% 【期間】運転・設備資金7年以内(各市町村ごとに異なる) 【URL】- ※保証料補給あり	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年募集	地域雇用開発助成金 地域雇用開発コース	【対象】 青森県内においては、同意雇用開発促進地域(五所川原市、つがる 市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村)及び過疎 等雇用改善地域(五所川原市、むつ市(旧下北郡川内町、旧同郡大畑 町、旧同郡脇野沢村の区域)、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、風 間浦村、佐井村)において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇 い入れを行った事業主。 【支給額】 雇い入れ求職者3名(創業に該当する場合は2名)以上で、設置・整備 費用(300万以上)に応じて、50万円～800万円。 【URL】 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所 (ハローワーク) 助成金担当部署

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
【募集期間】 5月1日～8月9日	令和6年度あおもり移住起業支援事業費補助金	<p>【概要】 青森県外から県内に移住し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする方又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※においてデジタル技術を活用した事業承継若しくは第二創業する方に対し、起業及び事業承継又は第二創業に要する経費の一部を助成します。 ※未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業</p> <p>【主な補助対象要件】 ①～④のすべてに該当する方が対象となります。 ①青森県内に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、青森県外に在住していたこと。 ②青森県内に住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に在住していたこと。 ③交付決定時において転入後1年以内であること、又は補助事業の事業期間完了日までに青森県内に居住すること。 ④事業期間完了日までに、青森県内で社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業すること ※その他要件については、HPから御確認ください。</p> <p>【補助率】1/2 【補助上限額】200万 【募集期間】令和6年5月1日～令和6年8月9日 【URL】https://www.21aomori.or.jp/topics/25496</p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066

4. 融資制度(自治体融資制度を除く)

■令和6年4月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	スタートアップ創出促進保証制度	<p>【対象】 県内で法人の創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の法人 【融資額】3,500万円 【返済期間】10年以内(据置期間1年または3年) 【URL】-</p>	<p>青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204</p>
通年	日本政策金融公庫 【新規開業資金】	<p>【対象】 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 【融資額】7,200万円(うち運転資金4,800万円) 【返済期間】 設備資金: 20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金:(原則)10年以内[うち据置期間5年以内] 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html</p>	<p>日本政策金融公庫 国民生活事業 青森支店 電話0570-003521 八戸支店 電話0570-003753 弘前支店 電話0570-004375</p>
通年	青森銀行 【スタートアップ】	<p>【対象】 青森県内において新たに創業される方、創業後5年未満の方 【融資額】1事業者さまにつき5,000万円以内 【返済期間】7年以内 【URL】http://www.a-bank.jp/</p>	お近くの青森銀行窓口まで
通年	みちのく創業 チャレンジ資金	<p>【対象】 (1)青森県内および道南地区において創業する方 (2)創業後税務申告を2期終えていない方 【限度額】3,000万円以内 【利率】(1)2.475%(条件によって最大0.500%優遇) 【期間】 (1)運転資金10年以内 (2)設備資金15年以内 【URL】https://www.michinokubank.co.jp</p>	<p>みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252</p>

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	みちのく創業 サポートローン	<p>【対象】 新たに創業する、または創業後1年未満である法人(NPO法人含む) 及び個人事業主</p> <p>【融資額】500万円以内</p> <p>【返済期間】 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内(1年以内の据置期間含む) ※手形貸付の場合は期間1年以内</p> <p>【URL】 https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/support.html</p>	株式会社みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252
通年	青森県信用組合 【創業支援資金】 創業支援融資制度「未 来」	<p>【対象】 青森県内において創業する方、創業2年以内の方</p> <p>【融資額】 1,000万円以内 但し、所要資金の9割を限度とする</p> <p>【返済期間】 運転資金:5年以内とし期間内で1年間の元金据置を認める。 設備資金:10年以内とし期間内で2年間の元金据置を認める。</p>	青森県信用組合 青森県内各支店
通年	青い森トリプルサポート (日本政策金融公庫との 協調融資商品)	<p>【対象】 創業前、または創業後5年以内の青い森信用金庫営業区域内(青 森県および秋田県鹿角市のうち十和田および鹿角郡小坂町)で事 業を営む方</p> <p>【融資額】2,000万円以内(日本政策金融公庫、青い森信用金庫から の融資合計)</p> <p>【URL】https://www.aioimorishinkin.co.jp/pdf/poster_180810_001.pdf</p>	青い森信用金庫 営業本部 担当:下總(しもふさ) 電話:0178-44-3520
通年	東奥信用金庫 スリーエス スタート 【東奥信用金庫・日本政策金 融公庫協調融資】	<p>【対象】 当金庫営業区域内において、創業する(創業後1年未満含む)中小事業者</p> <p>【融資額】 ①東奥信用金庫 10,000千円以内 ②日本政策金融公庫 10,000千円以内</p> <p>【URL】http://www.shinkin.co.jp/toshin</p>	東奥信用金庫各支店